


チャレンジ資金

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	備考	
チャレンジ資金	次の①～③のいずれかに該当し、かつ、設備投資を伴う事業資金を必要とする方 ①事業所又は設備の新増設等、事業を拡大しようとする方 ②現在行っている事業を廃業し、異なる業種(右ページ※)の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ③現在行っている事業を継続しながら、異なる業種(右ページ※)の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方	設備 運設	2億8,000万円	15年 (1年)	金融機関所定	0%～1.2% ※P.23証料率表 区分(A)参照 <CRD8,9は0%>	(※)「異なる業種」の判断は、日本標準産業分類(3桁分類)によります。 ※詳しくはこちらをご覧ください。  信用保証協会の保証付融資からの借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下)	
		運設	※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転資金のみの利用不可	10年 (1年)				
	地域 投資 未 促進 知事承認要	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、地域経済牽引事業計画について知事(地域経済牽引事業を地方公共団体と共同して行うときは、主務大臣)の承認を受けた方で、その承認に係る当該事業計画に従って事業を行う方	設備 運設	2億8,000万円 (別枠保証)	15年 (1年)	金融機関所定	0% <奈良県が全額負担>	知事承認申請先: 奈良県 産業創造課 企業誘致係 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
			運設	※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転資金のみの利用不可	7年 (1年)			
経営革新計画枠 知事認定要	上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 (県産木材利用促進) 上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、県産木材を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※県産木材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方	設備 運設	5,000万円	15年 (1年)	金融機関所定 又は 1.7%	0% <奈良県が全額負担>	知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 (県産木材利用促進) 知事認定申請先:奈良県 県産材利用推進課  ※詳しくはこちらをご覧ください。 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可 ※詳しくはp.15下段をご覧ください。	
		運設	※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転資金のみの利用不可	10年 (1年)				
小規模企業者枠	上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、小規模企業者に該当する方	設備 運設	5,000万円	15年 (1年)	金融機関所定 又は 1.7%	0% <奈良県が全額負担>	(※)「異なる業種」の判断は、日本標準産業分類(3桁分類)によります。 信用保証協会の保証付融資からの借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下) ※詳しくはこちらをご覧ください。 	
		運設	※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下 ※運転資金のみの利用不可	10年 (1年)				

チャレンジ資金【経営革新計画枠】の優れた事業計画を有する方について(県産木材利用促進)を除く)


- 次の①～③のいずれかに該当する方。※受付は、1月末日まで随時行います。
 - 「中小企業等経営強化法」の経営革新計画の承認を受けた方
 - やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内に入居を許可された方を含む)
 - 奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者
- 申請の前に、取扱金融機関へ事業計画の相談を行ってください。 ※詳しくはこちらをご覧ください。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関(右ページ参照)の支援を受けて策定してください。











認定経営革新等支援機関とは・・・





中小事業者を支援する高い専門性を有する者として、「中小企業等経営強化法」に基づき、国の認定を受けた機関です。県では、取扱金融機関の本支店、商工会、中小企業診断士等の機関が指定されています。

※詳しくはこちらをご覧ください。



チャレンジ資金							
資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	備考
チャレンジ資金							
研究開発枠 知事認定要	優れた研究開発計画を有するとして知事の認定を受けた方	設備 運転 運設	5,000万円	15年 (5年)	0% (奈良県が全額負担)		知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 ※申請については下段をご覧ください。 借換不可
インバウンド枠	小売業又はサービス業(飲食業、旅館業等)を営む方のうち、外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備に取り組む方 (設備資金) 次の①～⑧の整備に該当するもの ①免税対応機器 ②外国語標記による案内標識 ③外国語案内ツール(外国語ホームページ、アプリ等) ④外国向けEC市場販路開拓に係る設備 ⑤クレジットカード対応機器等キャッシュレス対応機器 ⑥Wi-Fi設備 ⑦洋式トイレ化 ⑧店舗改装 (運転資金) 次の①～③に該当するもの ①従業員に対する語学研修に必要な経費 ②新たに従業員を雇用するのに要する経費 ③設備導入に伴い必要となる経費	設備 運設 運転	5,000万円 ※運転資金のみの利用不可	15年 (1年) 10年 (1年)	金融機関所定	0% (奈良県が全額負担)	借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
脱炭素枠	次の①～④のいずれかの設備等を導入する資金を必要とする方 ①再生可能エネルギーを活用する設備等 ②省エネルギーに資する設備等 ③革新的なエネルギーの高度利用技術を活用する設備等 ④その他エネルギーの高度・効率的な利用に資する設備等	設備	2億8,000万円	15年 (1年)		0%～0.96% ※P.23保証料率表 区分(C)参照 (CRD8,9は0%)	借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
宿泊施設整備枠 知事認定要	次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、事業計画について知事の認定を受けた方 (1)宿泊業に進出しようとする方で、次の①、②のいずれかに該当する方 ①現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 ②現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方 (2)既存宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする方 (3)宿泊施設の増築・改築又は設備の設置を行おうとする既存宿泊施設事業者	設備 運設 運転	2億8,000万円 ※融資対象(1)及び(2)については、運転資金のみの利用不可 ※融資対象(3)については、設備資金のみの利用	20年 (1年) 10年 (1年)	1.75% ※令和8年3月31日までに融資実行を受けた方に、県が融資実行日から5年間1.75%の利子補助を行う	0%～0.9% ※P.23保証料率表 区分(B)参照 (CRD6～9は0%)	知事認定申請先: 奈良県 産業創造課 宿泊施設誘致係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
チャレンジ資金【研究開発枠】の申請について ・申請の前に、取扱金融機関へ研究開発計画の相談を行ってください。 ・研究開発計画は、認定経営革新等支援機関(P.16下段参照)の支援を受けて策定してください。 ・申請の際は、取扱金融機関担当者から奈良県経営支援課へ必ず事前相談を行ってください。 ※受付は、1月末日まで随時行います。				対象となる研究開発計画について 研究開発計画について総合的に審査(審査項目は左ページ参照)し、優れた研究開発計画を有するとして知事の認定を受けた方。 ※次の①、②のいずれかに該当する方は、県で実施する研究開発計画の審査を省略します。 ①奈良県産業振興総合センターで対応している工業技術分野に関連し、開発する技術又は製品が新規性、高い技術レベル及び実現可能性を備えた計画を有するとして、奈良県産業振興総合センター所長の確認を受けた方 ②旧中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた方 ※①について、詳しくは、奈良県産業振興総合センター オープンイノベーション推進室(0742-33-0817)へお問い合わせください。 ※既に実用化されている技術の単なる利用や基礎学問の研究にとどまるものは含みません。			
研究開発計画の審査項目について (1)研究開発の意義 (2)研究開発の実現可能性 (3)市場性・成長性 (4)収益性 (5)継続性 (6)地域への貢献性				※詳しくはこちらをご覧ください。 			

創業資金							
資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間(うち据置)	融資利率	保証料率	備考
創業資金 (責任共有制度対象外)	次の①～④のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後5年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後5年未満である場合における当該会社	設備 運転 運設	3,500万円	7年 (1年)	1.575%	0.8% ※商工会議所・商工会 経由で保証申し込み をした場合 0.5%	(離職者等起業促進) 知事確認申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 確認年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
	上記の①～④のいずれかに該当し、かつ、次のア、イのいずれかに該当するとして知事の確認を受けた方 ア 申請日前5年以内に勤務先を離職した方 (週20時間以上勤務かつ31日以上雇用されていた方) イ 申請日において60歳以上の方					0% (奈良県が全額負担)	(※)認定特定創業支援等事業とは… 「産業競争力強化法」に基づき、市町村が民間の創業支援等事業者(地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援を実施する事業で、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組です。 ※市町村別の計画の概要については、こちらをご覧ください。 
	上記の①～④のいずれかに該当し、かつ、認定特定創業支援等事業(右ページ(※))による支援を受けて創業するとして、市町村長の証明を受けた方						
認定特定創業支援等事業による支援を受けた方	上記の①～④のいずれかに該当し、かつ、認定特定創業支援等事業(右ページ(※))による支援を受けて創業するとして、市町村長の証明を受けた方						
ブラッシュアップ枠 知事認定要	上記の①～④のいずれか(③は事業開始後又は会社設立後1年未満、④は事業開始後1年未満に限る)に該当し、かつ、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 (県産木材利用促進) 上記の①～④のいずれか(③は事業開始後又は会社設立後1年未満、④は事業開始後1年未満に限る)に該当し、かつ、県産木材を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※県産木材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方	設備 運転 運設	1,500万円	0% (奈良県が全額負担)	知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 (県産木材利用促進) 知事認定申請先:奈良県 県産材利用推進課 ※詳しくはこちらをご覧ください。  認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可 ※申請についてはp.19下段をご覧ください。		
飲食店枠 知事認定要	飲食店を創業しようとする方で、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、その事業計画について知事の認定を受けた方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後1年未満である方 ④事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である当該会社				知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可 ※申請についてはp.21下段をご覧ください。  ※詳しくはこちらをご覧ください。		
創業資金【ブラッシュアップ枠】の申請について(県産木材利用促進)を除く) ・申請の前に、取扱金融機関へ事業計画の相談を行ってください。 ・事業計画は、認定経営革新等支援機関(P.16下段参照)の支援を受けて策定してください。 ・申請の際は、取扱金融機関担当者から奈良県経営支援課へ事業内容(ビジネスモデルの新規性・独創性(右ページ参照)等)の説明を行ってください。 ※受付は、11月末日まで随時行います。 ・次の①、②のいずれかに該当する方は、県で実施する事業計画の審査を省略します。※受付は、1月末日まで随時行います。 ①やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内に入居を許可された方を含む。) ②奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者				「ビジネスモデルの新規性・独創性」のポイント ①商品、サービスの新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。 ②商品、サービスの提供方法の新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。 ③商品、サービスの生産、開発に独自の技術、ノウハウ、強みがあるか。 ※製造業においては、同業他社にない独自の取組みであること 製造業以外の業種においては、県内及び隣接する他府県において初めての取組みであること 既存の技術等の組み合わせ(複合性)により、特色のある取組みになっていること			

創業資金								
資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間(うち据置)	融資利率	保証料率	備考	
創業資金 (責任共有制度対象外)								
宿泊施設枠 知事認定要	<p>宿泊施設を創業しようとする方で、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、その事業計画について知事の認定を受けた方</p> <p>①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方</p> <p>②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方</p> <p>③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後1年未満である方</p> <p>④事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である当該会社</p>						<p>知事認定申請先: 奈良県 産業創造課 宿泊施設誘致係</p> <p>認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可</p> <p>※詳しくはこちらをご覧ください。</p> 	
南部・東部枠 知事認定要	<p>次の①～④のいずれかに該当し、かつ、認定経営革新等支援機関の支援を受けて県南部地域・東部地域で創業するとして知事の認定を受けた方</p> <p>①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方</p> <p>②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方</p> <p>③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後1年未満の方</p> <p>④事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である場合における当該会社</p> <p>【対象地域】 五條市、御所市、宇陀市、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)、高市郡(高取町、明日香村)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)</p>	設備 運転 運設	1,500万円				<p>知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係</p> <p>認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可</p> <p>※詳しくはこちらをご覧ください。</p> 	
女性・若者・シニア・U I J ターン枠 知事認定要	<p>次の(1)、(2)のいずれにも該当し、認定経営革新等支援機関の支援を受けて創業するとして知事の認定を受けた方</p> <p>(1)次の①～④のいずれかに該当する方</p> <p>①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方</p> <p>②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方</p> <p>③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは中小企業者である会社により設立された会社が、その設立後1年未満の方</p> <p>④事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方(以下、「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である場合における当該会社</p> <p>(2)次のア～エのいずれかに該当する方</p> <p>ア 女性 イ 35歳未満の方 ウ 55歳以上の方 エ U I J ターン該当者 (申請日前1年以内に新たに県外から県内に住所を定めた方)</p>						<p>知事認定申請先:奈良県 経営支援課 金融支援係</p> <p>認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 借換不可</p> <p>※詳しくはこちらをご覧ください。</p>  <p>※申請については下段をご覧ください。</p>	
<p>創業資金【飲食店枠】の申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請の前に、県及び取扱金融機関へ制度利用の相談を行ってください。 事業計画は、原則、奈良県よろず支援拠点(P.6 関係団体参照)の支援を受けて策定してください。※受付は、11月末日まで随時行います。 奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科卒業者は、県で実施する事業計画の審査を省略します。 <p>※受付は、1月末日まで随時行います。</p>				<p>創業資金【南部・東部枠】、【女性・若者・シニア・U I J ターン枠】の申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画は、認定経営革新等支援機関(P.16下段参照)の支援を受けて策定してください。  <p>※申請書はこちらからダウンロードできます。</p>				

保証料率表(弾力化保証料率)

区分(A)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	1.2	1.05	0.85	0.65	0.45	0.3	0.1	0	0
【該当資金】 ○チャレンジ資金										

区分(B)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
	引き下げ率(%)	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	0.9	0.75	0.55	0.35	0.15	0	0	0	0
【該当資金】 ○チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】										

区分(C)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.94	△ 0.89	△ 0.85	△ 0.81	△ 0.77	△ 0.72	△ 0.68	△ 0.6	△ 0.45
	利用者保証料率(%)	0.96	0.86	0.7	0.54	0.38	0.28	0.12	0	0
【該当資金】 ○チャレンジ資金【脱炭素枠】										

区分(D)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.34	△ 0.29	△ 0.25	△ 0.21	△ 0.17	△ 0.12	△ 0.08	△ 0.04	0
	利用者保証料率(%)	1.56	1.46	1.3	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45
【該当資金】 ○経営強化資金 ○経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】										

区分(E)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	全国小口保証料率(%)	2.2	2	1.8	1.6	1.35	1.1	0.9	0.7	0.5
	引き下げ率(%)	△ 0.61	△ 0.56	△ 0.52	△ 0.48	△ 0.44	△ 0.39	△ 0.35	△ 0.31	△ 0.27
	利用者保証料率(%)	1.59	1.44	1.28	1.12	0.91	0.71	0.55	0.39	0.23
【該当資金】 ○小規模企業者資金 ○事業承継資金【小規模企業者枠】										

区分(F)	CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	基本料率(%)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
	引き下げ率(%)	△ 0.61	△ 0.56	△ 0.52	△ 0.48	△ 0.44	△ 0.39	△ 0.35	△ 0.31	△ 0.27
	利用者保証料率(%)	1.29	1.19	1.03	0.87	0.71	0.61	0.45	0.29	0.18
【該当資金】 ○地域産業振興資金										

※CRDとは、中小企業リスク情報データベースの通称です。CRDにより財務諸表(貸借対照表・損益計算書)の情報を評価し、一定の要素を加味したうえで、保証料率が決定されます。(詳しくは、信用保証協会にご確認ください。)また、上記資金以外の保証料率は一定の率となります。

奈良県信用保証協会の信用保証制度

奈良県の制度融資以外にも、信用保証協会の保証制度を利用して、各金融機関で融資を受けることができます。

詳しくは、下記の信用保証協会又は各金融機関にお問い合わせください。

住所 奈良市法蓮町163-2

電話 0742-33-0710

ホームページ <https://www.nara-cgc.or.jp>



HPIはこちら

制度名	保証概要	保証限度額	保証期間	保証料率
一般保証	経営の維持・発展のための事業資金について行う保証	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	下記保証料率一覧表「基本料率(責任共有対象)」参照
創業関連保証	新たな事業を創業するための資金について行う保証	3,500万円	10年以内	年1%
無担保パワフル保証	信用保証協会の定めた審査の基準に該当する法人に対する無担保の保証	2億8,000万円	10年以内	年0.45%~1.35%
短期継続保証	継続した短期資金を供給する保証	2億8,000万円	2年以内	年0.35%~1.8%
タイムリー保証	経営の維持・発展のためのスピーディーな資金繰りの安定に寄与する保証	8,000万円	10年以内	年0.45%~1.90%
アシスト保証	金融機関が継続して支援を行う法人に対する保証	2億8,000万円	15年以内	年0.36%~1.21%

※上記保証制度以外にも、ご利用目的に合わせて各種の制度があります。

【信用保証料について】

従来は一律であった保証料率を、平成18年度より一部の保証制度を除き、事業者の皆様の経営状況を踏まえた料率に変更しています。なお、保証料率の表示については、融資金額に対する料率を記載しています。

【保証料率一覧表】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基本料率(責任共有対象)	1.9	1.75	1.55	1.35	1.15	1	0.8	0.6	0.45
基本料率(責任共有対象外)	2.2	2	1.8	1.6	1.35	1.1	0.9	0.7	0.5

※決算書類(貸借対照表・損益計算書)を作成していない事業者については、区分⑤を適用します。

※会計参与を設置したことを確認できる会社については0.1%の割引を行います(一部の制度を除く)。

政府系金融機関の融資制度

政府系金融機関には、信用保証協会の保証を条件としない融資制度等、中小企業者を対象とした各種融資制度があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

日本政策金融公庫 奈良支店(国民生活事業) 奈良市大宮町7-1-33 電話 0570-069483

日本政策金融公庫 奈良支店(中小企業事業) 奈良市大宮町7-1-33 電話 0742-35-9910

商工組合中央金庫 奈良支店 奈良市大宮町4-281-1 電話 0742-30-1051